

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○公有水面埋立地の用途の変更の許可の申請	第292号	(港湾課)	1
----------------------	-------	-------	---

公告

○落札者等の公示		(文化芸術課)	3
○大規模小売店舗の新設の届出		(商業流通課)	3
○大規模小売店舗の変更の届出		(同)	4
○大規模小売店舗の廃止の届出		(同)	5
○県営土地改良事業の工事完了		(農地計画課)	5
○緊急防災工事計画書の縦覧		(同)	6
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	6

告示

愛知県告示第292号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条の2第1項の規定に基づき、次のように埋立地の用途の変更の許可の申請があった。

なお、その内容を記載した書面及び関係図書を次のように縦覧に供する。

令和6年7月9日

愛知県知事 大村 秀章

1 申請者

愛知県

2 申請年月日

令和6年6月10日

3 埋立区域

(1) 位置

知多郡武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先公有水面

ア 1工区 竣功済

イ 2の1工区 愛知県知多郡武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先公有水面

ウ 2の2工区 愛知県知多郡武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先公有水面



(2) 区域

①の地点と②の地点を結ぶ昭和46年12月23日付け46指令港第3-41号で^{しゅん}竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.43mにより決定）、②の地点と③の地点を結ぶ昭和41年5月18日付け36指令港第209号で^{しゅん}竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.43mにより決定）、次の③の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線及び次の①の地点と⑤の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 衣浦港西防波堤灯台（北緯34度49分15秒525、東経136度56分16秒881）から322度39分08秒、1,239.49mの地点

②の地点 ①の地点から357度37分26秒、1,000.44mの地点

③の地点 ②の地点から15度38分15秒、24.60mの地点

④の地点 ③の地点から120度43分29秒、704.87mの地点

⑤の地点 ④の地点から185度07分12秒、644.50mの地点

ア 1工区 ^{しゅん}竣功済

イ 2の1工区

①の地点と②の地点を結ぶ昭和46年12月23日付け46指令港第3-41号で^{しゅん}竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.43mにより決定）、⑥の地点と⑨の地点を結ぶ平成21年7月31日付け21港第204号で^{しゅん}竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +4.00mにより決定）、次の①の地点から⑥、⑨及び⑩の地点を順次に結んだ線並びに次の①の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 衣浦港西防波堤灯台（北緯34度49分15秒525、東経136度56分16秒881）から322度39分08秒、1,239.49mの地点

⑥の地点 ①の地点から357度37分26秒、836.40mの地点

⑨の地点 ⑥の地点から87度37分26秒、100.00mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から177度36分13秒、836.42mの地点

ウ 2の2工区

⑨の地点から⑧及び⑦の地点を順次に結ぶ平成21年7月31日付け21港第204号で^{しゅん}竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +4.00mにより決定）、次の⑩の地点から⑨、⑧、⑦、④及び⑤の地点を順次に結んだ線並びに次の⑩の地点と⑤の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑩の地点 衣浦港西防波堤灯台（北緯34度49分15秒525、東経136度56分16秒881）から326度34分00秒、1184.59mの地点

⑨の地点 ⑩の地点から357度36分13秒、836.42mの地点

⑧の地点 ⑨の地点から357度37分26秒、7.80mの地点

⑦の地点 ⑧の地点から30度43分27秒、100.03mの地点

④の地点 ⑦の地点から120度43分29秒、529.27mの地点

⑤の地点 ④の地点から185度07分12秒、644.50mの地点

(3) 面積

471,825.68㎡

ア 1工区 19,125.93㎡ ^{しゅん}竣功済

イ 2の1工区 83,695.69㎡

ウ 2の2工区 369,004.06㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

知多郡武豊町字旭1番、一号地17番2及び一号地17番1の地内並びに同町字旭1番、一号地17番2、一号地17番1、一号地15番、一号地12番、一号地22番及び竜宮2番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊬の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 衣浦港西防波堤灯台（北緯34度49分15秒525、東経136度56分16秒881）から321度40分18秒、1,261.16mの地点

㊬の地点 ㊦の地点から87度38分03秒、24.76mの地点

㊭の地点 ㊬の地点から357度36分32秒、995.59mの地点

㊮の地点 ㊭の地点から15度38分15秒、63.62mの地点

㊯の地点 ㊮の地点から120度43分29秒、54.98mの地点

㊰の地点 ㊯の地点から30度43分29秒、165.00mの地点

㊱の地点 ㊰の地点から120度43分29秒、548.01mの地点

㊲の地点 ㊱の地点から6度00分41秒、852.25mの地点

㊳の地点 ㊲の地点から59度00分41秒、626.07mの地点

㊴の地点 ㊳の地点から186度00分41秒、2,756.57mの地点

㊵の地点 ㊴の地点から271度38分02秒、913.60mの地点

- (3) 面積
2,180,743.38㎡

5 埋立地の用途

(1) 変更前

用途	規模
窯業・土石製品製造業用地①	約21.1ha
窯業・土石製品製造業用地②	約4.3ha
化学工業用地	約16.5ha
食料品製造用地	約5.2ha

(2) 変更後

用途	規模
窯業・土石製品製造業用地①	約10.3ha
窯業・土石製品製造業用地②	約21.3ha
化学工業用地	約11.0ha
道路貨物運送業用地	約4.6ha

6 書面及び関係図書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年7月9日から令和6年7月29日まで

(2) 縦覧場所

愛知県都市・交通局港湾課、愛知県衣浦港務所及び武豊町役場

7 埋立ての免許年月日及び番号

平成11年4月30日付け10令港第3-1号

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和6年7月9日

愛知県知事 大村 秀章

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知芸術文化センター愛知県図書館 名古屋市中区三の丸一丁目9-3

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

①愛知芸術文化センター愛知県図書館第六期図書館システム再構築業務 一式 ②令和6年5月31日 ③川崎市幸区大宮町1-5 富士通Japan株式会社 ④62,246,800円 ⑤一般競争入札 ⑥令和6年4月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和6年7月9日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス岡崎駅南店

岡崎駅南土地区画整理事業68街区1番ほか

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年2月11日

4 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社コスモス薬品	
	代表者の氏名	代表取締役 横山 英昭	
	住所	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		1,381㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	46台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	18台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	40㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	13.5㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後9時45分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から午後10時まで
	駐車場の自動車の出入口	数	4箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

5 届出の日

令和6年6月10日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年7月9日（火）から令和6年11月11日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和6年11月11日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和6年7月9日

愛知県知事 大村 秀章

1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社シバタ

豊橋市東脇四丁目18番地17

- 代表取締役 大久保守晃
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
フィールこもぐち店
豊橋市菰口町1-20ほか5筆
- 3 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- 4 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	パワーズ菰口店 豊橋市菰口町1-20ほか5筆	フィールこもぐち店 豊橋市菰口町1-20ほか5筆
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社シバタ
	代表者の氏名	代表取締役 大久保守晃
	住所	豊橋市東脇四丁目18番地17
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし
		株式会社フィールコーポレーション
		代表取締役 蟹江 義雄
		名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号
		変更前に同じ

- 5 大規模小売店舗の変更の理由
店舗名称の変更及び小売業者の入退店のため。
- 6 届出の日
令和6年6月7日
- 7 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年7月9日（火）から令和6年11月11日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先
令和6年11月11日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和6年7月9日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フィールホールディングス
名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号
代表取締役 蟹江 義雄
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
フィール豊橋こもぐち店
豊橋市菰口町三丁目25番ほか11筆
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,414㎡
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和6年6月2日
- 6 廃止する理由
店舗閉鎖のため。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の3第1項の規定に基づき県が行う次の土地改良事業の工事は完了した。

令和6年7月9日

愛知県知事 大村 秀章

地区名	事業名	完了年月日
孫目池地区	防災ダム事業	令和6.3.26

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（大溜池地区）の緊急防災工事計画を定めたから、次のように緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

令和6年7月9日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 期間
令和6年7月10日から令和6年8月7日まで
- 2 場所
新城市役所

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和6年7月9日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6尾建 96-31	令和 6.5.24	株式会社菊和 代表取締役 菊池 祐	名古屋市中区丸の内二丁目12-8	北名古屋高田寺砂場34